

ネーミングライツパートナー審査基準

1 審査方法

(1) 応募資格等審査

申請者が募集要項の応募資格を満たしていること、及び、提案された愛称案が募集要項の必須条件を満たしていることを確認するため、所管課において事前審査を行い、その結果を審査委員会に報告します。

審査委員会は、報告された事前審査の結果に基づき審査し、応募条件を満たしていないと判断された者は、失格となります。

(2) 加点項目審査

各審査委員は、(1) 応募資格等審査の結果、応募条件を満たしていると判断された応募者を対象として、下記2の審査項目に基づき得点化します。

応募が1者のみの場合は、各審査委員の得点から平均点を算出し、配点合計の6割以上の得点となった場合に限り、当該応募者を候補者として選定します。

応募者が複数の場合は、各審査委員の得点から平均点を算出し、合計が最も高い者を優先交渉者とし、次に高い者を次点交渉者とします。合算した得点が同点で、最も高い得点となった応募者を選定できない場合は、「愛称の適否」、「地域社会への貢献等」、「経営の安定性」の順に得点の高い応募者を優先交渉者とします。この方法により、応募条件を満たしているすべての応募者の順位を決定します。

なお、複数応募の場合も配点合計の6割以上の得点となった応募者のみを候補者とします。

2 審査項目、審査ポイント及び配点

審査項目	審査ポイント	配点
愛称の適否	市民にとっての親しみやすさ、わかりやすさ 施設の設置目的やイメージとの整合	20
地域社会への貢献等	地域貢献や地域振興等に対する理念 活動実績及び今後の計画	20
発見貢献	施設等の価値発見 ※各施設等における第一提案者が対象	10
経営の安定性	財務状況から見た経営の安定性 ネーミングライツ料の支払い能力	20
ネーミングライツ料	提案金額の妥当性	30
合 計		100

3 審査項目、評価方法

審査項目	評価方法
愛称の適否 地域社会への貢献 発見貢献 経営の安定性	2の審査ポイントについて、下記4の判断基準により評価ランクを判断し、得点化する。 ただし、愛称の可否については下記5の判断基準、発見貢献については下記6の判断基準により評価ランクを判断し、得点化する。
ネーミングライツ料	<p>応募者中、応募金額（年額）が最高であるものを1位とし、配点の満点である30点を付与する。</p> <p>他の応募者の得点は、最高応募額を用いて、下記の式により算出する。（小数点第1位以下を四捨五入）</p> <p>なお、応募者が1者のみの場合で応募金額が市希望額未満の場合は、最高応募額を市希望額に置き換える。</p> <p>（式）得点＝30点×当該応募金額／最高応募金額</p> <p>（例1：応募者複数の場合）</p> <p>A：応募金額500万円（応募者中、最高金額） 得点30点</p> <p>B：応募金額300万円 得点18点＝30点×300万円／500万円</p> <p>（例2：応募者が1者で応募金額が市希望額未満の場合）</p> <p>市希望額 500万円 応募金額 400万円 得点24点＝30点×400万円／500万円</p>

4 得点の判断基準

評価	加点項目に係る評価の判断基準	得点
A	特に優れている	配点×1.00
B	優れている	配点×0.80
C	標準的である	配点×0.60
D	やや劣る	配点×0.40
E	非常に劣る（加点水準に達していない）	配点×0.00

5 愛称の可否の判断基準

評価	加点項目に係る評価の判断基準		計算	
A	特に優れている	要請条件を全て 満たしている	優れている	配点×1.00
B	優れている		標準的	配点×0.80
C	標準的		劣る	配点×0.60
D	やや劣る	要請条件を 満たしていない	優れている	配点×0.40
E	非常に劣る		標準的	配点×0.00
			劣る	配点×0.00

6 発見貢献の判断基準

評価	加点項目に係る評価の判断基準	得点
A	特に優れている	配点×1.00
B	優れている	配点×0.70
C	標準的である	配点×0.50